

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	府中市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.fuchu.hiroshima.jp">http://www.city.fuchu.hiroshima.jp</a>

執行機関名 府中市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務(108)	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		府中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年府中市条例第30号)第4条第1項 <b>別表第1 第1の項</b> 府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <b>重度心身障害者</b> に対し、 <b>医療費の一部を支給することにより保健の向上を寄与し、もって<b>重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</b></b>
⑦ 独自利用事務の関連規範		府中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年府中市条例第30号) 府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)第3条第1項
②事務の内容	一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	重度心身障害者に対する医療費の一部助成に係る対象者についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税</u> に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	府中市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年府中市条例第24号)第4条第3項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		